

会 議 録

| | | | | | | |
|--------------------|-----|---|----|------|------|-----|
| 会議名 (審議会等名) | | 第 1 8 2 回相模原市建築審査会 | | | | |
| 事務局 (担当課) | | 建築・住まい政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 5 3 (直通) | | | | |
| 開催日時 | | 令和 3 年 1 1 月 4 日 (木) 1 4 時 0 0 分 ~ 1 5 時 0 0 分 | | | | |
| 開催場所 | | 大野南公民館 大会議室 1 | | | | |
| 出席者 | 委員 | 4 人 (別紙のとおり) | | | | |
| | その他 | 0 人 | | | | |
| | 事務局 | 8 人 (まちづくり推進部長、建築・住まい政策課長、建築審査課長、他 5 人) | | | | |
| 公開の可否 | | 可 | 不可 | 一部不可 | 傍聴者数 | 0 人 |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 | | | | | | |
| 議 題 | | 1 会議録署名委員指名 2 議案第 1 号 一戸建ての住宅の新築に係る建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可に対する、建築審査会の同意について 3 建築基準法の規定による許可に係る包括同意基準に基づく報告(3件) 4 その他 (1) 建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可基準の改正について (2) 座間市及び相模原市にまたがる公共用歩廊の建築に係る建築基準法第 4 4 条第 1 項第 4 号に基づく許可について | | | | |

議 事 の 要 旨

1 会議録署名委員として、梅澤委員を指名した。

2 議案第1号 一戸建ての住宅の新築に係る建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可に対する、建築審査会の同意について
事務局から提案説明を行った後、質疑応答を行い、挙手総員により同意された。

(野澤会長) この通路の管理は東京都なのか。

(事務局) 区域によって神奈川県と東京都の管理に分かれており、本案件に係る区間は東京都南多摩東部建設事務所が管理している。

(野澤会長) 案件には直接関係ないかもしれないが、風の子広場とはどのような位置づけなのか。公共の土地なのか、民間の土地なのか。

(事務局) おそらく市の土地ではなく、地主が子供会や自治会に提供している広場ではないかと思われる。確認して追って報告する。

(野澤会長) どこかで基準として線を引かなければならないので、1センチでも足りなければ、このような手続きを踏まなければならないという例だと思う。また、許可制度のなかった時代に建築主事判断によるただし書の適用がされているというものである。

3 建築基準法の規定による許可に係る包括同意基準に基づく報告(3件)
事務局から説明を行い、了承された。質疑等はなし。

4 その他

(1) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可基準の改正について
事務局から報告を行い、了承された。質疑等はなし。

(2) 座間市及び相模原市にまたがる公共用歩廊の建築に係る建築基準法第44条第1項第4号に基づく許可について
事務局から報告を行い、了承された。質疑等はなし。

以上について、相違ないことを確認する。

令和3年11月24日

会 長 野 澤 康 (自署)

署名委員 梅 澤 忠 雄 (自署)

相模原市建築審査会委員出欠席名簿

| | 氏 名 | 所 属 等 | 備 考 | 出欠席 |
|---|-------|----------------|------|-----|
| 1 | 徳久 京子 | 法律（弁護士） | | 出席 |
| 2 | 梅澤 忠雄 | 建築（建築士） | 職務代理 | 出席 |
| 3 | 野澤 康 | 都市計画（大学教授） | 会 長 | 出席 |
| 4 | 大森 由紀 | 公衆衛生（大学助教） | | 出席 |
| 5 | 黒川 光訓 | 行政（神奈川県建築指導課長） | | 欠席 |